

電気供給約款別紙（東京電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 東京のむシリカ電力 低圧電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

※電力量料金は、1月のその使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東京のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 94,200 円を下回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 94,200 円を上回る場合は、本約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

1) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(2)または(3)に定める算定方法によるものとします。

5) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,144円28銭
---------------	-----------

(b) 電力量料金

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	26円87銭	25円31銭

6) その他

(a) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 変圧器または発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。

2 経過措置

(1)お客さまに適用される電気料金は、附則「1 実施期日」にかかわらず、料金の算定期間の開始日（検針日）が2024年4月1日以降となる電気料金から適用されるものとし、その前の期間の電気料金は、従前の条件によるものとしします。

(2)お客さまが、附則「2 経過措置(1)」に基づき本約款に規定する電気料金が適用される期間以降令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、「3. 契約種別、料金単価等」ホ(a)にかかわらず、次のとおりといたします。

(a) 基本料金

契約電力1キロワットにつき	1,144円28銭
---------------	-----------

(3)お客さまが令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、「2. 料金計算方法」①にかかわらず、次のとおりといたします。

①基本料金＝基本料金単価×契約容量×力率割引または割増し

(4)前項の力率割引または割増しは次のとおり算定いたします。

電気機器の力率をそれぞれの入力によって(3)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（二）（契約電力）の本約款別表5（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、本約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。ただし、当社システムの仕様により、上記の数値が85パーセントを上回る場合には一律90パーセントとし、85パーセントを下回る場合には一律80パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(5)加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right] + 90 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{力率 90 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right] + 80 \text{ パーセント} \times \left[\begin{array}{c} \text{力率 80 パーセントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$